



就実大学・就実短期大学公的研究費不正等に係る調査委員会規程改正（案） 新旧対照表

改正理由：研究活動における不正行為の防止等の事項を規定するため

改正 平成28年4月1日

新

旧

就実大学・就実短期大学公的研究費不正等に係る調査委員会規程

就実大学・就実短期大学公的研究費不正に係る調査委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）における就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第9条に基づき設置する就実大学・就実短期大学公的研究費不正等調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第1条 この規程は、就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）における就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程第9条に基づき設置する就実大学・就実短期大学公的研究費不正調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、学長の諮問により、本学における公的研究費の不正等に係る事項の調査及び検討等を行い、その結果を学長に答申する。

第2条 委員会は、学長の諮問により、本学における公的研究費の不正に係る事項の調査及び検討等を行い、その結果を学長に答申する。

（省略）

（省略）